【別紙】

御意見及び内閣府の考え方

番号	御意見概要	内閣府の考え方
1	・災害・老朽化・倒産などの不測の事態における責任範囲と費用負担を、契約段階で１円単位で明確化することを義務化すべき。 ・安全維持に必要な修繕・更新費は、公共側が別枠で積み立てる仕組みを必須とすべき。 ・運営権の譲渡について、国家安全保障の観点から国が審査し、不適切な譲渡を強制的に差し止められる仕組みを設けるべきである。また、災害や破綻時には、国・自治体が即座に運営権を買い戻せる介入権を契約の必須条件とすべき。 ・書類上の点検だけでは安全は守れない。訓練で設備が稼働しない場合、協議を待たずに公共側が即時修繕を代執行すること。また、訓練の成否を予算措置に直結させる仕組みを制度化すべき。 ・３年ごとの契約見直し、第三者監査、実働訓練の義務化など、実効性のある PDCA サイクルを制度として組み込むべき。	・責任範囲と費用負担の明確化については、基本方針に、物価変動リスクについて適切な措置を講じ、事業契約においてできる限り具体的かつ明示的に規定することを追加しております。 ・公共施設等運営権の移転には、民間資金等の活用による公共施設等の整備の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 26 条第２項により、管理者等の許可が必要とされております。 ・災害リスクへの対応の在り方については、今後「ＰＦＩ事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」の見直しの中で検討し、頂いた御意見も参考にさせていただきます。
2	＜PFI 標準契約１（公用施設整備型・サービス購入型版）改正案 新旧対照表＞P.28『第五項及び第六項の負	・単品スライド及びインフレスライドにおける 100 分の１並びに全体スライドにおける 1000 分の 15 の事

	担額については、第三十条の建設期間中の不可抗力条項に準拠し、施設整備に係るサービス対価の１００分の１を採用すること等が考えられる。』について ・単品スライド及びインフレスライドについて不可抗力条項に準拠するのは適切ではないのではないか。不可抗力は、天災地変のように人力ではどうすることもできないこと、外部から生じた障害で通常必要と認められる注意や予防方法を尽くしてもなお防止し得ないもの、との理解。政府・日本銀行が政策連携の上、「物価安定の目標」を前年比上昇率２％と定められている状況下、物価上昇が続くことは予見可能な状況であり、かつ防止し得ないものと考える。 ・ついては、いわゆる足切り規定(単品スライド、インフレスライドにおいて上述の１%)を設けることは不適切と考える。併せて、全体スライドに設けられる足切り規定 1.5%(当該標準契約同上第二項)との整合、設定理由についても再考いただきたい。	業者負担割合については、事業者の利益の確保等を考慮して中央建設業審議会で定められた、公共工事標準請負契約約款（昭和 25 年２月 21 日中央建設業審議会決定）を参考として示しています。
３	・今回の改正は、PFI 市場の競争性、提案品質、事業継続性を確保する上で重要であり、改正案の方向性に賛同。 ・物価変動に基づくサービス対価改定条項については、単に「誠実に当該協議に応じること」とするに	・誠実に協議に応じることについては、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）の改正を踏まえ、公共工事と同様の対応を求めるものです。また、サービス対価の改定の在り

	とどめず、PFI 事業契約に原則として協議フローを明示すべき。また、PFI 事業は契約期間が数十年に及ぶことが多く、維持管理・運営業務については、契約締結時点で将来の物価、労務費、エネルギー価格、利用状況、サービス水準の変化を十分に見通すことは困難である。そのため、維持管理・運営業務に係るサービス対価や業務内容については、「必要に応じた協議が望ましい」とするにとどめず、指定管理者制度における指定期間ごとの見直しの考え方に準じた、一定期間ごとに管理者等と選定事業者が協議を行うことを要求水準や契約上明確に義務付けるべき。 ・事業費内訳書に明示される労務費について、労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費であることを確認するという方向性には賛成するが、PFI 事業は契約金額が数十億円から数百億円規模となる場合も多く、設計、建設、維持管理、運営等の多様な業務を含むため、事業費内訳書の全ての項目について詳細な労務費単価を記載・確認することは、実務上大きな負担となる。そのため、労務費の適正性確認については、契約締結時に労務費内訳を求めるのではなく、契約金額の変更協議を行う場合など限定的な場面のみにする。また、労務費の確認が必要と	方については、維持管理・運営業務も含め、「契約ガイドラインーＰＦＩ事業契約における留意事項についてー」に規定しているものです。 ・労務費の確認については、公共工事標準請負契約約款等の改正を踏まえ、PFI 事業契約において、建設業法等が適用されない場合であっても適正な労務費を確保するための改正となります。国土交通省から示されている各種資料も御参照いただき、適切に御対応いただきたいと考えております。なお、確認の方法は管理者等に委ねられております。

	なる場面においては、全項目の詳細提出を義務付けるのではなく、変更対象となる該当部分に限って労務費内訳を提出するなど、実務負担に配慮した簡素な運用を認めるべき。	
４	・物価指数の例を「契約に関するガイドライン」「PFI標準契約１」に別紙として記載いただき、その中に日建設計標準建築費指数（NSBPI）を記載いただくことにより、各自治体の認識がより高まるものと考える。 ・事業終了時の自治体への引渡し前の修繕費についても、急激な物価変動等により事業契約締結時の修繕工事費では金額が不足する案件が出てきている。事業終了時の修繕費に関しても、自治体に適切なサービス対価の改定を促す文書の発出や「契約に関するガイドライン」の改正をお願いしたい。また、修繕ではなく設備更新を求められたり、経年劣化のものも元に戻して欲しいとの要望があり、民間事業者の負担が増える事案もあり懸念している。	・日建設計標準建築費指数（NSBPI）を含めた物価指数の例については、通知により、各地方公共団体に周知いたします。 ・事業終了時の地方公共団体への引渡し前の修繕費等に係る対応について頂いた御意見につきましては、今後事業終了時の対応について調査・検討を進めていく上での参考とさせていただきます。